

独立行政法人農林漁業信用基金法案参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）抄

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（事務所）

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 （略）

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（独立行政法人評価委員会）

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に

関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

（役員）

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。  
(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4・5 (略)

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・4 (略)

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 (略)

2 4 (略)

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号） 抄

第一章 総則

(目的)

第一条 農林漁業信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もつて農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2 農林漁業信用基金は、前項に規定するもののほか、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百零八号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

(法人格)

第二条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、法人とする。

(数)

第三条 信用基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第四条 信用基金の資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額の合計額とする。

2 信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により信用基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、信用基金に出資することができる。

4 都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、総務大臣と協議の上、第三十一条第二号の林業信用保証業務に必要な資金に充てべきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用保証業務に係る出資が総務大臣の定める基準に該当する場合は、協議を要しない。

5 農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第八条、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四条及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十五条の規定にかかわらず、信用基金に出資することができる。

6 政府及び政府以外の者は、信用基金の設立に際し、又は第二項の認可があつた場合において、信用基金に出資しようとするときは、第三十一条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 信用基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡し等)

第六条 政府以外の出資者は、定款で定めるところにより、その持分を譲り渡すことができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて信用基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 信用基金は、その名称中に農林漁業信用基金という文字を用いなければならない。

2 信用基金でない者は、その名称中に農林漁業信用基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 信用基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、信用基金について準用する。

## 第二章 設立

(発起人)

第十条 信用基金を設立するには、農業、林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）又は水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し信用基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の出資の募集は、第三十一条各号に掲げる業務ごとにしなければならない。

4 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(設立の認可等)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 主務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、農業、林業及び中小漁業の発展に寄与することが確実であると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、信用基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、信用基金の成立の時に於いて、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十三条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立

の登記をしなければならない。

2 信用基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

### 第三章 管理

(定款記載事項)

第十五条 信用基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 運営審議会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

2 信用基金の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第十六条 信用基金に、役員として、理事長一人、副理事長三人、理事七人以内及び監事一人を置く。

2 信用基金に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事十九人以内及び監事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十七条 理事長は、信用基金を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、信用基金を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して信用基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して信用基金の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、信用基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十八条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十九条 理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十一条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十二条 役員（非常勤の理事及び監事を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十三条 信用基金と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が信用基金を代表する。

(運営審議会)

第二十四条 信用基金に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、信用基金の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員六十人以内で組織する。

5 委員は、政府以外の出資者（法人の場合は、その代表者）及び信用基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可



を受けて、理事長が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 第十九条第一項ただし書及び第二項並びに第二十一条第二項及び第三項の規定は、委員について準用する。

(職員任命)

第二十五条 信用基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十六条 信用基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第四章 業務

(業務)

第二十七条 信用基金は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

三の二 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

四 次条の規定による債務の保証を行うこと。

五 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

六 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

七 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

八 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 信用基金は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法第四百二十二条の八の規定により行う業務(以下「農業災害補償関係業務」という。)及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務(以下「漁業災害補償関係業務」という。)を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業災害補償法及び漁業災害補償法で定める。

第二十八条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者たる林業者等(第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。)が融資機関から借り入れること(当該政令で定める資金に

充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一 出資者たる林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となつてゐる林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二 出資者たる森林組合等がその直接の構成員となつてゐる林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三 出資者たる森林組合等がその直接又は間接の構成員となつてゐる林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

2 前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 林業を営む者（会社にあつては、資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあつては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三 前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人で政令で定めるもの

3 第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。

4 第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法第百一条第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

六 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会

七 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（業務の委託）

第二十九条 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を農林中央金庫に委託することができる。

2 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第二十七条第一項第四号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。以下同じ。）に委託することができる。

3 農林中央金庫及び融資機関は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。  
(業務方法書)

第三十条 信用基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

#### 第五章 財務及び会計

##### (区分経理)

第三十一条 信用基金は、次の各号に掲げる業務については、当該業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十七条第一項第一号から第三号の二までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務(以下「農業信用保険業務」という。)

二 第二十七条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「林業信用保証業務」という。)

三 第二十七条第一項第五号から第八号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務(以下「漁業信用保険業務」という。)

##### (事業年度)

第三十二条 信用基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

##### (予算等の認可)

第三十三条 信用基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

##### (財務諸表)

第三十四条 信用基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 信用基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 信用基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

##### (書類の送付)

第三十五条 信用基金は、第三十三条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(農業保険資金等)

第三十六条 信用基金は、農業信用保険業務に係る勘定に、第二十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関して、農業保険資金を設け、政府及び政府以外の者が農業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該農業保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 信用基金は、農業信用保険業務に係る勘定に、第二十七条第一項第三号及び第三号の二に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関して、農業融資資金を設け、政府が農業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該農業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 第一項の農業保険資金及び前項の農業融資資金並びにこれらの資金が充てられる業務の経理に関しては、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

(漁業保証保険資金等)

第三十七条 信用基金は、漁業信用保険業務に係る勘定に、第二十七条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、漁業保証保険資金を設け、政府が漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業保証保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 信用基金は、漁業信用保険業務に係る勘定に、第二十七条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、漁業融資保険資金を設け、政府及び政府以外の者が漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業融資保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 信用基金は、漁業信用保険業務に係る勘定に、第二十七条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関して、漁業融資資金を設け、政府及び政府以外の者が漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資した額のうち当該漁業融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

4 第一項の漁業保証保険資金、第二項の漁業融資保険資金及び前項の漁業融資資金並びにこれらの資金が充てられる業務の経理に関しては、この法律に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

(責任準備金)

第三十八条 信用基金は、農業信用保険業務に係る勘定及び漁業信用保険業務に係る勘定においては、それぞれ、主務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十九条 信用基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 信用基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による準備金を取り崩して整理し、なお不足があるとき

は、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失をつめる場合を除いては、これを取り崩してはならない。  
(借入金)

第四十条 信用基金は、主務大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。ただし、長期借入金の借入れは、第二十七条第一項第三号の二及び第八号の規定による資金の貸付けに必要な資金の一部に充てる場合に限り、行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。  
(債務保証)

第四十条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項の規定による信用基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

(余裕金の運用)

第四十一条 信用基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条 信用基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、信用基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

## 第六章 監督

(監督)

第四十四条 信用基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十五条 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法又は漁業災害補償法を施行するため必要

があると認めるときは、信用基金に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、信用基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第七章 雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第四十六条 信用基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者原簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を信用基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十七条 信用基金は、定款、業務方法書、出資者原簿及び財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第三十一条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額（第三十六条第一項の農業保険資金、同条第二項の農業融資資金、第三十七条第一項の漁業保証保険資金、同条第二項の漁業

融資保険資金又は同条第三項の漁業融資資金に充てるべきものとして示して行われている出資にあつては、当該資金ごとの出資額）

3 政府以外の出資者及び信用基金の債権者（信用基金が保証契約を結んでいる融資機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十八条 信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第三十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、信用基金の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣等）

第四十九条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣）とする。

2 第四十五条第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が農林水産大臣及び財務大臣である場合においては、農林水産大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

3 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

#### 第八章 罰則

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金又は受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十七条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定に違反する経理を行つたとき。

五 第三十八条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

八 第四十七条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第五十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附則 抄

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十四条から第四十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の業務の特例等)

第二条 信用基金は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法で定める。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第四十九条第一項中「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」とあるのは、「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第一号及び第二号の業務（これらに附帯する業務を含む。以下「林業等資金暫定業務」という。）に関する事項、これらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）」並びに林業等資金暫定業務に係る資本金の増加に関する事項」とする。

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）抄

第四百十二条の八 農林漁業信用基金（以下信用基金という。）は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

- 一 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け
- 二 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に關して金融機関に対し負担する債務の保証
- 三 前二号の業務に附帯する業務

第四百十二条の九 （略）

（略）

第一項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

農業共済組合連合会は、第二百一十一条の規定による保険事業及び第三百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、第二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第四百十二条の十二 信用基金は、農業災害補償関係業務に係る経理については、農業災害補償関係勘定を設けて、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。



第四百二十二条の十三 信用基金は、農業災害補償関係業務に関して、農業災害補償関係資金を設け、政府、農業共済組合連合会及び特定組合が当該農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

農業共済組合連合会及び特定組合は、前項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、信用基金に出資することができる。

第一項の農業災害補償関係資金に係る持分については、農業共済組合連合会又は特定組合でなければ、その譲渡しを受けることができない。

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）抄

（農林漁業信用基金の業務）

第百九十六条の三 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。

- 一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け
- 二 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して金融機関に対し負担する債務の保証
- 三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け
- 四 前三号の業務に附帯する業務

（業務の委託）

第百九十六条の四 （略）

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（貸付金等の使用）

第百九十六条の六 漁業共済団体は、信用基金からの貸付金又は信用基金の保証に係る借入金を共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

2 (略)

農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)抄

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 農業近代化資金(農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ)。

二 農業改良資金(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ)。

三 就農支援資金(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ)。

四 農業近代化資金、農業改良資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

(業務の範囲)

第八条 基金協会は、次の業務を行う。

一 会員たる農業者等(その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。)が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金

ロ 農業改良資金

ハ 就農支援資金

二 イからハまでに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合(農業協同組合法第十条第三号の事業を併せ行うものに限る。)が農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の委託(沖繩振興開発金融公庫にあつては沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。)を受けて農業者等に対する貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証

三 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二条の五の認定を受けた者又は果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

（基金）

第九条 基金協会は、第十五条の規定による出資金、第十条第二項の規定による繰入金及び基金協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。基金協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第六十四条第一項の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、また同様とする。

一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

（信用基金からの借入金等）

第九条の二 （略）

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第九条の三 （略）

2 前項の金銭は、第八条第三号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第三章 農業信用保険

第一節 保証保険

（保険契約）

第五十九条 信用基金は、事業年度ごとに、基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金等（一の借入れに係る借入金の額が政令で定める額以上のものに限る。）に係る債務の保証又は第八条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が政令で定める額以上のものに限る。）をすることにより、その基金協会が借入金及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令で定める期間以上である

借入金に係る利息に限る。）で主務大臣の定めるもの（以下「借入金等」という。）並びに農業協同組合の負担する同号の保証債務（以下単に「保証債務」という。）につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、基金協会を相手方として、その基金協会が農業近代化資金等（一の借入れに係る借入金の額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）に係る債務の保証又は第八条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未満のものに限る。）をしたことを信用基金に通知することにより、その基金協会が借入金等及び保証債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、基金協会が借入金等又は保証債務につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が被保証者に代わつてする借入金等又は保証債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険金）

第六十一条 信用基金が第五十九条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会が被保証者に代わつて弁済をした借入金等及び保証債務の額から基金協会がその支払の請求をする時まで（その被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。）

2 前項の求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金等及び保証債務のほか第五十九条第一項の主務大臣の定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした借入金等及び保証債務の額の総弁済額に對する割合を乗じて得た額とする。

第六十二条 基金協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 基金協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

（求償）

第六十三条 基金協会は、第五十九条第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第六十四条 保険金の支払を受けた基金協会は、その支払の請求をした後被保証者に対する求償権（基金協会がその被保証者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第六十一条第一項に規定する残額に對する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

2 前項の求償権を行使して取得した額については、第六十一条第二項の規定を準用する。

(契約の解除等)

第六十五条 信用基金は、基金協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第五十九条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第二節 融資保険

(保険契約)

第六十六条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫及び次に掲げる者(以下「農林中央金庫等」という。)を相手方として、農林中央金庫等が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、その貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、信用基金と農林中央金庫等との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

一 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合であつて、基金協会による債務の保証が困難な貸付けの増加が見込まれるため、信用基金との間に保険関係が成立することが必要かつ適当なものとして主務大臣が指定するもの

二 第二条第二項第二号に掲げる農業協同組合連合会

2 前項の規定は、農業近代化資金等の貸付けにつき基金協会による債務の保証が行なわれる場合における当該貸付けについては、適用しない。

3 第一項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険金)

第六十八条 信用基金が第六十六条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫等がその支払の請求をする時まで回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(回収)

第六十九条 農林中央金庫等は、第六十六条第一項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第七十条 農林中央金庫等は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第六十八条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

(準用規定)

第七十一条 第六十六条第一項の保険関係については、第六十二条及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、第六十五条中「

第五十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第六十六条第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）抄

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なものうち漁業又は水産加工工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。

（業務）

第四条 協会は、次の業務を行う。

一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ロに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

イ 漁業近代化資金

ロ イに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫の委託（沖繩振興開発金融公庫にあつては沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行った場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証

三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務  
（基金）

第四十三条 協会は、第十一条の規定による出資金、第四十四条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭（借入金を除く。）を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入れに係る資金をもつて行つたものを除く。）につき農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による信用基金への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

- 一 農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行又は信用金庫への預金又は金銭信託
- 二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有

（信用基金からの借入金等）

第四十三条の二（略）

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

第四十三条の三（略）

2 前項の金銭は、第四条第二号に掲げる業務に必要な経費の財源及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

### 第三章 漁業信用保険

#### 第一節 保証保険

（保険契約）

第六十九条 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未満のものを除く。）による債務の保証をすることにより、その協会が借入金（手形の割引の場合には、手形債務）及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係るものに限る。）で主務大臣が定めるもの（以下「借入金等」という。）につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）による債務の保証をしたことを信用基金に通知することにより、その協会が借入金等につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協会が借入金等につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代わつてする借入金等の全部

又は一部の弁済（手形の割引の場合には、支払。以下この節において同じ。）を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつて協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十（公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金（以下「公害防止資金」という。）に係る保険関係にあつては、百分の八十）とし、その他の協会については、百分の五十（公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十）とする。

（保険金）

第七十一条 信用基金が第六十九条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、協会が被保証人に代わつて弁済をした借入金等の額から協会がその支払の請求をする時まで被保証人に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額を控除した残額に、第六十九条第三項の一定の率を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、協会が借入金等のほか第六十九条第一項の主務大臣が定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、弁済をした借入金等の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。  
（保険金支払の請求）

第七十二条 協会は、保険事故の発生の日から一月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 協会は、保険事故の発生の日から一年三月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

3 信用基金は、特別の事由がある場合を除き、第一項の請求のあつた日から三十日以内に保険金を支払うものとする。

（協会の求償）

第七十三条 協会は、第六十九条第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証人に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

（回収金の納付）

第七十四条 保険金の支払を受けた協会は、その支払の請求をした後当該被保証人に対する求償権（協会が当該被保証人に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額（協会が借入金等のほか、第六十九条第一項の主務大臣が定める利息以外の利息又は費用についても弁済をしたときは、求償権を行使して取得した総額に、当該弁済をした借入金等の額の当該弁済総額に対する割合を乗じて得た額）に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第七十一条第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

（契約の解除等）



第七十五条 信用基金は、協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第六十九条第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて保険契約を解除することができる。

(災害資金に関する特例)

第七十六条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び次条に規定する資金に係る保険関係を除く。)であつて、次に掲げる者の事業(第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの(以下「災害資金」という。)に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

一 主務大臣が指定する暴風、豪雨、高潮、津波その他の災害を受け、かつ、主務大臣が指定する地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であつて、当該災害による損失額が主務大臣が定める基準に該当することについてその住所地又は事業場の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の認定を受けたもの

二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうちに同号に掲げる者を含む水産業協同組合

(緊急融資資金に関する特例)

第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係(公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。)であつて、漁業再建整備特別措置法第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

第二節 融資保険

(保険契約)

第七十八条 信用基金は、事業年度ごとに、農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が漁業近代化資金等に係る貸付け又は手形の割引(以下「貸付け等」という。)をしたことを信用基金に通知することにより、その貸付けの額及びその手形の割引に係る手形金額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付け等につき、信用基金と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の規定は、漁業近代化資金等に係る貸付け等につき協会による債務の保証が行われる場合における当該貸付け等については、適用しない。

3 第一項の保険関係においては、貸付金(手形の割引の場合には、手形の割引により融通した資金。以下同じ。)の額を保険価額とし、弁済期(手形の割引の場合には、手形の満期)後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十(前条に規定する資金に係る保険関係にあつては、百分の八十)を乗じて得た金額を保険

金額とする。

(保険金)

第八十条 信用基金が第七十八条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫がその支払の請求をする時まで回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十(第七十七条に規定する資金に係る保険関係にあつては、百分の八十)を乗じて得た額とする。

(回収)

第八十一条 農林中央金庫は、第七十八条第一項の保険関係が成立した貸付け等について、貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第八十二条 農林中央金庫は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

(準用)

第八十三条 第七十二条及び第七十五条の規定は、第七十八条第一項の保険関係について準用する。この場合において、第七十五条中「第六十九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

農林中央金庫法(平成十三年六月二十九日法律第九十三号) 抄

第五十五条 農林中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号) 抄

(事業の種類)

第九条 (略)

2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の行う林業その他の事業又はその生活に必要な資金の貸付け

二(十六) (略)

3(10) (略)

(事業の種類)

第百一条 森林組合連合会(以下「連合会」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 二 (略)
- 三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け
- 四 十九 (略)
- 2 9 (略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) 抄

(事業協同組合及び事業協同小組合)

第九条の二 事業協同組合及び事業協同小組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入
- 三 七 (略)
- 2 11 (略)

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 九 (略)
- 2 7 (略)

債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号) 抄

第二条 (略)

- 2 (略)
- 3 この法律において「債権回収会社」とは、次条の許可を受けた株式会社をいう。  
(営業の許可)

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）抄

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）抄

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二 了六（略）

2・3（略）

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）抄

（農林漁業信用基金の業務の特例等）

第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第四項の認定に係る森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

二 第四条第一項又は第二項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。

三 信用基金に出資している次に掲げる者（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐる八に掲げる者を含む。）で第四条第一項又は第二項の認定を受けたものが、当該認定に係る同条第三項第二号の措置を実施するのに必要な資金を農林漁業信用基金法第二十八条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ 森林組合又は森林組合連合会で木材卸売業を営む者又は市場開設者（以下「木材卸売業者等」という。）であるもの

ロ 木材卸売業者等（資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人に限る。

ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となつてゐる中小企業等協同組合

ハ 木材卸売業者等

四 前三号の業務に附帯する業務

2 信用基金は、前項第一号の業務については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 信用基金は、公庫に対し、前項第一号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。

二 公庫は、信用基金が推薦した第三条第一項の認定を受けた者に対し、前項第一号に規定する長期かつ無利子の資金の貸付けを行うこと。

三 第一号の寄託の条件に関する事項及び前号の貸付けの条件の基準に関する事項

四 その他農林水産省令で定める事項

3 (略)